

令和2年3月30日

名古屋簡易裁判所刑事裁判官室
同 刑事書記官室

名古屋簡易裁判所刑事（令状）係における
覚せい剤取締法等の一部改正を含む法律の施行に伴う令状
の罪名（罰条を含む）の記載方法等について

C) 標記の覚せい剤取締法等の一部改正を含む医薬品、医療機器等の品質、
有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年
法律第63号）の令和2年4月1日施行（同年政令第39号）に伴う覚醒
剤取締法等の主な改正点及び同日以後に発付する令状の罪名（罰条を含む）
の記載方法等を下記にまとめましたので、事務の参考にしてください。

なお、令状の罪名（罰条を含む）の記載方法は裁判事項に関することな
ので、裁判官と書記官との間で認識を共通にしておいてください。

記

第1 覚せい剤取締法違反の令状請求について

1 令状（通常逮捕状、緊急逮捕状、捜索差押許可状等）の罪名（罰条
を含む）の記載方法等について

<令状を令和2年4月1日以後に発付する場合の例>

【覚醒剤の使用】

覚醒剤取締法違反（同法41条の3第1項1号、19条）

【覚醒剤の輸入、輸出、製造】

覚醒剤取締法違反（同法41条1項）

覚醒剤取締法違反（同法41条2項、1項）（営利目的）

【覚醒剤の所持、譲渡し、譲受け】

覚醒剤取締法違反（同法41条の2第1項）

覚醒剤取締法違反（同法41条の2第2項、1項）（営利目的）

【覚醒剤原料所持の場合】

覚醒剤取締法違反（同法41条の4第1項3号、30条の7）

令和 2 年 4 月 1 日以後に発付する上記令状の罪名は「覚醒剤取締法違反」と漢字表記する。令和 2 年 3 月 31 日以前の行為（犯行）であっても、上記令状については、罪名及び罰条は、上記の例によることとし、「令和〇年法律第〇〇号による改正前の覚せい剤取締法違反（同法〇〇条）」とは表記しない。

2 遠捕状等の令状請求書の罪名等の記載不備について

令和 2 年 4 月 1 日以後において、令状請求書の罪名が「覚せい剤取締法違反」、被疑事実の要旨又は犯罪事実の要旨中「覚せい剤」とそれ平仮名で表記されている場合などにおいて、令状係書記官等は、裁判官の指示に基づき、令状請求担当者において、「せい」の部分を「醒」の漢字に訂正させることができる。

3 参考（覚せい剤取締法の一部改正）

(1) 主な改正点

ア 題名の改正：「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改める。

イ 目次、本則、各条文中

(ア) 「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

(イ) 改正条文（実務上見られる条文を例示列挙。条ずれはない。）

19 条（使用の禁止）

（※ 41 条の 3 第 1 項 1 号は改正なし）

41 条 1 項（輸入、輸出、製造）

（※ 41 条 2 項（営利目的）は改正なし）

41 条の 2 第 1 項（所持、譲渡し、譲受け）

（※ 41 条の 2 第 2 項（営利目的）は改正なし）

30 条の 7（覚醒剤原料の所持の禁止）

（※ 41 条の 4 第 1 項 3 号は改正なし）

ウ 各条文中：文言、送り仮名等の変更（修正）

(2) 令状の罪名（罰条を含む）の記載方法について

標記の覚せい剤取締法等の一部改正は常用漢字に採用された「醒」の漢字に改めるにすぎない（刑の変更はない。）ことなどから、上記施行日（4 月 1 日）前にした行為（犯行）であるか、同施行日以後にした行為（犯行）であるか又はその両方であるかにかかわらず、同施行日以後に発付する令状については、単に「覚醒剤取締法違反

(具体的な罰条)」と記載する。

(上記施行日以後に、単に法令名又は条文を掲げれば改正法のそれを意味することになるが、同施行日前にした行為(犯行)であっても、改正前の罪名を示すような記載はしない(同施行日前後で区別しない)。)

第2 関税法違反の令状請求(覚醒剤原料関係)について

1 許可状(臨検捜索差押許可状等)の罰条の記載方法等について

〈許可状を令和2年4月1日以後に発付する場合の例〉

【輸入してはならない貨物(覚醒剤原料関係)】(輸入未遂)

関税法違反(同法109条3項、1項、69条の11第1項1号)

令和2年4月1日以後に発付する上記許可状の罰条(覚醒剤原料関係)は、令和2年3月31日以前の行為(犯行)であっても、上記許可状については、罰条は、上記の例によることとし、「関税法違反(令和〇年法律第〇〇号による改正前の〇〇条)」とは表記しない。

ただし、許可状請求担当者(税関職員)が持参した許可状の該当部分の記載方法が上記と異なるときは、担当裁判官に相談する。

2 臨検捜索差押許可状等の許可状請求書の記載不備について

令和2年4月1日以後において、許可状請求書の反則事実の要旨中「覚せい剤原料」と平仮名で表記されている場合などにおいて、令状係書記官等は、裁判官の指示に基づき、許可状請求担当者において、「せい」の部分を「醒」の漢字に訂正させることができる。

3 参考(関税法の一部改正)

(1) 改正条文(覚醒剤原料関係)(実務上見られる条文を例示列挙。)

条ずれはない。)

69条の11第1項1号(輸入してはならない貨物)

「覚醒剤(覚せい剤取締法にいう覚せい剤原料を含む。)」を

「覚醒剤(覚醒剤取締法にいう覚醒剤原料を含む。)」と改める。

(2) 許可状の罰条の記載方法について

上記第1の3の趣旨に同じ。単に「関税法違反(具体的な罰条)」と記載する。

以上